和歌山工業高等専門学校公開講座規則

制 定 昭和 5 8 年 7 月 7 日 最近改正 平成 2 1 年 4 月 1 日

(趣旨)

- 第1条 和歌山工業高等専門学校学則第56条第2項の規定に基づき、この規則を定める。 (目的)
- 第2条 公開講座は、和歌山工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教育及び研究を広く社会に開放し、社会人としての教養を高め、文化の向上に資することを目的とする。 (開設時期及び時間等)
- 第3条 公開講座は、授業に支障のない時期に開設する。
- 2 公開講座は、原則として本校の諸施設を使用して行う。 (講師)
- 第4条 公開講座の講師は、本校の職員とし、校長が委嘱する。ただし、必要がある場合は、本校以外の学識経験者を講師として委嘱することができる。
- 第5条 公開講座の開設は、運営委員会の議を経て行う。

(修了証書)

(開設)

第6条 公開講座において、所定の時間の3分の2以上出席した者には、修了証書を授与する ことができる。

(講習料)

- 第7条 公開講座講習料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の 費用に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)に定められた額とす る。
- 2 講習料は、公開講座の受講申請を受理する際に徴収する。
- 3 既納の講習料は、還付しない。

(公開講座の運営等)

- 第8条 公開講座の企画・立案及び実施は、地域共同テクノセンターが掌る。
- 2 公開講座運営委員は、校長が委嘱するものとする。
- 3 公開講座運営委員会は、公開講座に係る企画、立案及び実施に関する業務を掌る。 (事務)
- 第9条 公開講座の事務は、総務・企画係において処理する。

附 則

この規則は、昭和58年7月7日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成5年2月9日から施行する。

附則

この規則は、平成13年2月14日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附則

- この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。